

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更

公安委員会告示

犯罪被害者等早期援助団体の変更

公 示

落札者等に関する公示

平成二十六年年度製菓衛生師試験の実施

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の実施

各務原都市計画の変更案の縦覧

(道路維持課) 三二五

(広報県民課) 三二六

(市町村課) 三二六

(生活衛生課) 三二七

(商業・金融課) 三二八

(同) 三二八

(用地課) 三二九

(都市政策課) 三二九

告 示

岐阜県告示第四百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

第二千五百四十五号
平成二十六年五月十三日

(火曜日)

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	三三六 号	高山市松之木町一九番一 地先から 同 市山口町一四三六番 地先まで 高山市松之木町二二五番 一八地先から 同 市山口町一四三〇番 地先まで	前 A 後 B	六〇・〇 四〇・〇 二二・〇	五八四・〇 二四七・二 二四七・二	A及びBに係る敷地面積の 表示図を添付する

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年五月十三日

岐阜県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年五月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美岐山阜線	山県市平井字左曾一〇番一、二地先から 同 市谷合字向井一四〇七番二地先まで 山県市掛字宮ノ洞三四九番一、二地先から 同 市谷合字三ヶ月二九五番三、四地先まで	前 A 後 B	〇・四 一・六 〇	五三・〇 五三・九 五三・九	A及びBに係る表示は、図面に示す敷地の区分をいふ。
		山県市掛字宮ノ洞三四九番一、二地先から 同 市谷合字三ヶ月二九五番三、四地先まで	後 B	〇・六 一・六 〇	五三・九 五三・九	

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第

三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターから変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善伯

一 変更のあった事項

代表者の氏名

(変更前) 杉田 憲夫

(変更後) 森川 士朗

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第二百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第372号）第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成26年4月1日

5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構

理事長 西尾 勝
東京都千代田区一幡町25番地

6 契約金額 47,173,246円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県清流の国推進部市町村課
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十六年年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十六年九月十二日（金） 午後二時から

二 試験場所

岐阜市藪田南五丁目一四番地五三
ふれあい福寿会館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必

要な知識及び技能を修得したものを

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものを

五 受験手続

- 1 願書等配布期間

平成二十六年六月十三日（金）から七月十一日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

- 2 願書受付期間

平成二十六年七月七日（月）から七月十一日（金）までの午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十六年七月七日（月）から七月十一日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 3 配布及び受付場所

県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に送付してください。

- 4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 履歴書 一通
- (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類 一通
- (四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書 一通
- (五) 写真（出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。） 一枚
- (六) 菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。） 一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。

七 合格発表表

平成二十六年十月十日（金）午前十時
 県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。

また、同日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

製菓衛生師試験結果については、次のとおり受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線三二九六）及び県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六七）に問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年五月十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年四月三十日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー曲利東店
 羽島市正木町曲利字才勝一四〇二番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年三月五日

五 店舗面積

一、二八一平方メートル

六 駐車場の収容台数

五八台

七 荷さばき施設の面積

一三一平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年五月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

湯の華市場

可児市土田字大脇四七三三 四 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年五月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー 揖斐南方店

揖斐郡揖斐川町上南方字松原一八四番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

三 作業期間

平成二十六年五月二十日から
同 二十七年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十六年五月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画道路

三・三・一号 一般国道二十一号線

三・六・十一号 犬山笠松線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十六年五月十三日から

同 年同月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容について記載すること。

平成二十六年五月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社